

新旧対照表

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

新	旧
<p>(感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順)                      第3条 条例第32条第2項第4号(条例第54条及び条例附則第23項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)に定める手順とする。</p>	<p>(感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順)                      第3条 条例第32条第2項第4号(条例第54条及び条例附則第23項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)に定める手順とする。</p>